

『特定空家等』の解体等工事費の50%以内（上限50万円）を補助します！

町では倒壊や建築部材の飛散の恐れのある「特定空家等」の解体工事の費用に対し、補助金を交付します。

受付期間：令和4年4月1日～令和4年10月28日（土日祝日を除く）
※予算額は1,000万円です。補助交付額が予算額に達した場合には申請受付を終了します。

●**補助額**：解体等工事費の50%以内
（上限50万円）
例）工事費120万円の場合、補助率50%では60万円となりますが、補助額は上限額の50万円となります。

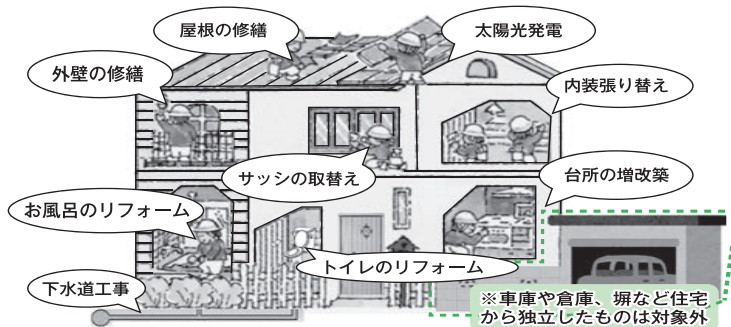
●**補助の対象となる方**
町税の滞納に対する制限措置を受けていない方で以下のいずれかに該当する方
・空き家の所有権を持っている方
・町外在住で町内に空き家を所有している方
・空き家の所有者から委任を受けた方

●**補助の対象となる工事**
・空き家及び付属する工作物、立木等を解体・撤去し、更地にするもの
・町内で建設業の許可をもつ事業者が施工するもの
・決定通知以降に着手し、令和5年1月27日までに完了届を提出できるもの

●**補助対象となる空き家について**
・「特定空家等」と認められたもの
・公共事業の補償の対象となっていないもの
・所有権を除く物件または賃借権が設定されていないもの

「特定空家等」の認定を受けるためには、各種手続きが必要です。
事前に施設課土木建築グループにお問い合わせください。

令和4年度 住宅リフォーム補助の受付を開始します！



工事費全体の20%以内（最大30万円）を補助！

町では、町内事業者を利用した住宅の新築またはリフォーム工事等の費用に対し、補助金を交付します。

例）工事費200万円の場合、補助率20%では40万円となりますが、補助金は上限額の30万円となります。

◆補助対象工事についての注意点

次の全てに該当する必要があります。

- ① 増改築やリフォーム等に要する費用（消費税含む）が20万円以上のもの
- ② 町内の事業者が施工するもの
- ③ 補助金交付決定前に着工していないもの
- ④ 3月中旬までに実績報告書を提出できるもの
- ⑤ 建築基準法、建設業法、その他関連法令に違反しない建築物等

◆補助の対象となる方

現在、リフォーム等を行う住宅に住んでいる、または居住しようとしている方で、次の全てに該当する方（共同所有者の場合はいずれかの一人に限る）

- ① 町内に住所を有する方
- ② 工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- ③ 町税に滞納がない方
- ④ 町税の滞納に対する制限措置を受けていない方
（②、③は同居者を含む）

受付期間：令和4年4月1日～令和5年1月27日（土日祝日除く）

※令和4年度の予算額は1,500万円です。補助金交付額が予算額に達した場合は申請受付を終了しますのでご注意ください。

※この事業の補助を受けられるのは、事業年度にかかわらず一つの住宅について1回限りです。（同一世帯および同一人につき期間中に1回に限る）

※平成28年度～令和元年度の間に実施していた旧リフォーム補助を受けた方は申請できます。

■相談・申込・問い合わせ先 施設課土木建築グループまたは上ノ国町商工会（☎ 0139-55-2121）